

令和 7 年度

第 1 回三次市地域公共交通会議資料

【報告事項 1】	三次市地域公共交通会議委員の交代について	1
【報告事項 2】	令和6年度三次市地域公共交通会議収支決算及び監査報告について	3
【報告事項 3】	AI活用型オンデマンドバス事業について	4
【協議事項 1】	三次市地域公共交通会議役員について	6
【協議事項 2】	令和7年度三次市地域公共交通会議事業計画及び予算(案)について	6
【協議事項 3】	令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について	8
【協議事項 4】	三次市地域公共交通計画(第2期)の策定について	10

令和 7 年 6 月 3 0 日 (月) 1 6 時～

三次市役所 本庁舎 6 階 6 0 1 ・ 6 0 2 会議室

報告事項1 三次市地域公共交通会議委員の交代について

【新】

(敬称略)

構成区分	委 員
(1)三次市	三次市 副市長 <u>山崎 輝雄</u> 三次市地域共創部 部 長 <u>呑谷 巧</u>
(2)一般旅客自動車運送事業者	<u>有限会社君田交通</u> 代表取締役 <u>松尾 宏</u>
(4)住民又は利用者の代表	<u>八次地区</u> <u>新田 泉</u> <u>川西地区</u> <u>兒玉 千洋</u> <u>布野町</u> <u>二本木 譲</u> 三次市社会福祉協議会 地域福祉課長 <u>天野 かおり</u>
(6)広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局公共交通政策課 課 長 <u>水本 全彦</u>
(9)広島県警察三次警察署長又はその指名する者	広島県警察三次警察署 交通課長 <u>内海 直樹</u>

【旧】

(敬称略)

構成区分	委 員
(1)三次市	三次市 副市長 細美 健 三次市地域共創部 部 長 矢野 美由紀
(2)一般旅客自動車運送事業者	十番交通有限会社 代表取締役 有木 好文
(4)住民又は利用者の代表	栗屋町 中野 和彦 君田町 今本 豊 甲奴町 畠 真樹子 三次市社会福祉協議会 地域福祉課長 梶原 真美
(6)広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局公共交通政策課 課 長 丸石 圭一
(9)広島県警察三次警察署長又はその指名する者	広島県警察三次警察署 交通課長 若宮 晋

(敬称略)

三次市地域公共交通会議委員名簿			
構成区分	委 員		
(1)三次市	三次市	副市長	山崎 輝雄
	三次市地域共創部	部 長	呑谷 巧
(2)一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社	常務取締役	實兼 利光
	有限会社君田交通	代表取締役	松尾 宏
	三次みどりタクシー株式会社	代表取締役	石田 光雄
(3)一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部 書記長 長谷川 和宏		
(4)住民又は利用者の代表		八次地区	新田 泉
		川西地区	兒玉 千洋
		布野町	二本木 譲
	三次商工会議所	事務局長	竹本 勇夫
	三次広域商工会	事務局長	中宗 久之
	三次市社会福祉協議会	地域福祉課長	
			天野 かおり
(5)国土交通省中国運輸局広島運輸支局 長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官 薦 真		
(6)広島県地域政策局長又はその指名する者	広島県地域政策局公共交通政策課	課 長	水本 全彦
(7)道路管理者	三次市建設部	部 長	濱口 勉
(8)鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部地域交通課	課 長	山口 晃弘
(9)広島県警察三次警察署長又はその指名する者	広島県警察三次警察署	交通課長	内海 直樹
(10)学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	広島経済大学	准教授	加藤 博和

令和7年6月30日現在

報告事項2

令和6年度三次市地域公共交通会議収支決算及び監査報告について

【歳入】

(単位：円)

区 分	令和6年度予算額	令和6年度決算額	差 引	説 明
負 担 金	6,400,000	6,400,000	0	三次市負担金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金なし
預金利子	1,000	601	▲399	
雑 入	0	82,000	82,000	元気むらさくぎから、地域内フィーダー 系統確保維持補助金分の返金
合 計	6,401,000	6,482,601	81,601	

【歳出】

(単位：円)

区 分	令和6年度予算額	令和6年度決算額	差 引	説 明
会 議 費	476,000	165,250	▲310,750	委員報酬 等
事 務 費	25,000	14,646	▲10,354	振込手数料 等
事 業 費	5,900,000	5,497,134	▲402,866	自家用有償旅客運送運行補助 (2,110,014 円) デジタルサイネージ通信費補助 (87,120 円) 地域公共交通計画実施支援業務委託 (3,300,000 円)
予 備 費	0	0	0	
合 計	6,401,000	5,677,030	▲723,970	

【負担金を支出している三次市に返金】

歳入総額 (6,482,601 円) - 歳出総額 (5,677,030 円) = 805,571 円

監査報告書

令和6年度三次市地域公共交通会議歳入歳出の決算にあたり、関係帳簿並びに証拠書類の計数確認及びその執行内容を審査した結果、適正に経理されているものと認めます。

令和7年4月23日

三次市地域公共交通会議
会 長 様

三次市地域公共交通会議

監 事 中 泉 久 之 

報告事項 3

AI活用型オンデマンドバス事業について

1 目的

本市の中心市街地では市街地循環バスくるるんが運行されているが、定時定路線且つ運行ルートが一方方向の運行形態のため、待ち時間や乗車時間が長い、停留所までの距離が遠いという課題がある。

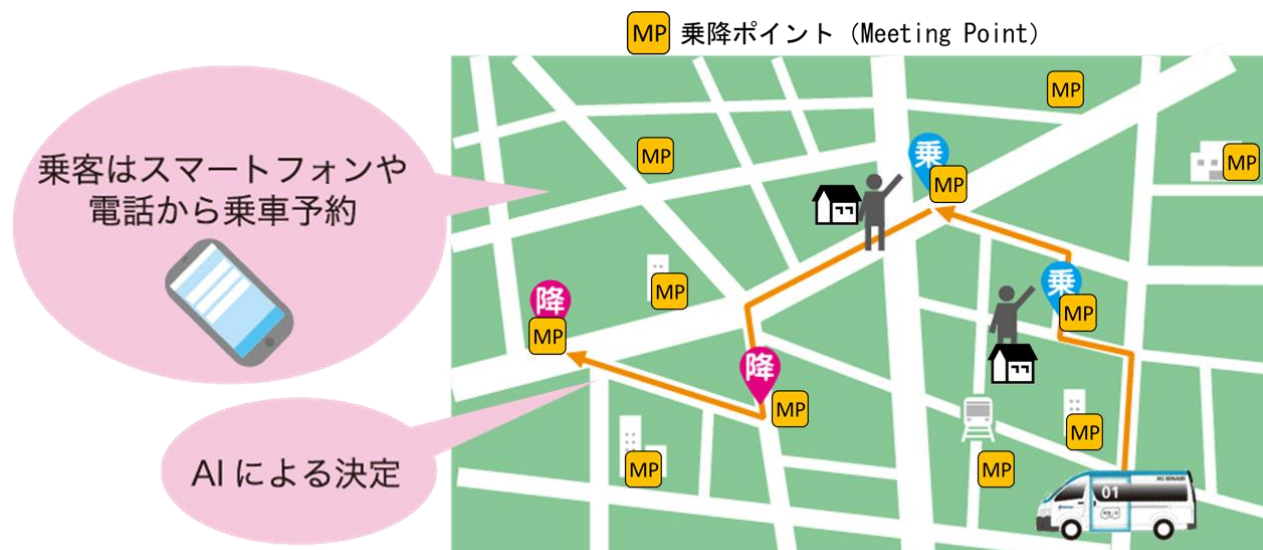
A I 活用型オンデマンドバスを導入することで、待ち時間や乗車時間の短縮、停留所までの移動負担の軽減を図ることにより、地域住民の移動に対する利便性の向上、また、観光客にも便利な移動手段を提供することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 A I 活用型オンデマンドバスとは

決まった経路や時刻表のない予約型のバス（路線バスとタクシーの中間のサービス）。リアルタイムな予約状況に応じて、A I が生成した最適ルートに基づいて運行。

区分	路線バス	A I 活用型オンデマンドバス	タクシー
運行可能経路	予め設定した経路のみ	区域内であればどこでも	区域内であればどこでも
ルート生成	事前にダイヤ作成が必要	A I が最適ルートを自動生成	無し
予約有無	不要	必要	必要
時刻表有無	有り	無し	無し
乗降場所	バス停	乗降ポイント	どこでも可

【運行イメージ】

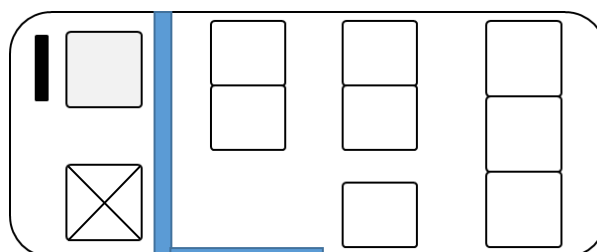


3 概要

区 分	概 要
運行方法	交通事業者へ運行業務を委託
運行車両	ハイエース2台（市が購入し、交通事業者へ貸与）
乗車定員	最大8名（車両定員は10名だが、運転席及び助手席は客席として使用しない。）
運行日・時間	○令和7年度の実証運行期間中は、週5日（平日）の運行を予定 ○令和8年度からの本格運行では、週7日（平日・土日祝）の運行を予定 ○運行時間は市街地循環バスくるるん（9時から17時）に基づき検討中
予約方法	市公式LINE、専用アプリ、電話
支払方法	現金、専用アプリからのクレジット決済
利用料金	市民バスの区域運行に準じた額を基本料金とし、市街地循環バスに準じた料金体系の設定を検討中



座席配置イメージ



4 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
くるるん	移行期間（同時運行）												運行終了 ↓ 移行
AIオンデマンドバス						運行申請～許可		★	実証運行				本運行
運行支援業務等		●18日：連携協定締結 運行計画検討・策定			運行システム構築、車両調達等				運行支援				
運行事業者					事業者調整・運行管理体制構築				運行委託				本運行
利用周知（まちづくりトーク、広報誌・HP・SNS等による事前周知、地域別説明会）													

協議事項 1 令和 7 年度三次市地域公共交通会議役員（案）について

三次市地域公共交通会議設置要綱第 5 条の定めにより、本会議に次の役員を置くこととする。

	令和 7 年度		(参考) 令和 6 年度	
	所属・職名	氏 名	所属・職名	氏 名
会 長	三次市副市長	山崎 輝雄	三次市副市長	細美 健
副会長	三次市地域共創部長	呑谷 巧	三次市地域共創部長	矢野 美由紀
監 事	三次広域商工会事務局長	中宗 久之	三次広域商工会事務局長	中宗 久之

協議事項 2 令和 7 年度三次市地域公共交通会議事業計画及び予算（案）について

1 令和 7 年度三次市地域公共交通会議事業 計画（案）

事 業 名	事 業 内 容 等
地域公共交通会議	5 回開催（予定） ※必要に応じて幹事会・運賃協議会を実施
三次市地域公共交通計画事業の実施	○路線バスの運行・改善 ○市街地循環バスの運行・改善 ○三次市民バス等の運行・改善 ○自家用有償旅客運送の運行・改善 ○三次市相乗りタクシー事業の推進 ○乗継・待合環境の改善 ○地域内生活交通検討会の開催 ○公共交通の利用促進策の推進 ○安心して運転免許を返納できる環境づくり ○乗務員不足への対策 ○デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究 ○公共交通関係の災害等の備える取組
地域公共交通確保維持改善事業の活用 （地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）	○令和 8 年度フィーダー計画の認定申請 ○令和 7 年度フィーダー補助金の交付申請 ○令和 7 年度フィーダー計画の事業評価 ○令和 7 年度フィーダー補助金の交付
三次市地域公共交通計画（第 2 期）の策定	○三次市地域公共交通計画（令和 3 ～ 7 年度）の検証 ○三次市地域公共交通計画（第 2 期）（令和 8 ～ 12 年度）の策定

※三次市地域公共交通計画（第 2 期）の策定に関して、株式会社地域未来研究所中国四国事務所と計画策定支援業務の委託契約を締結することとする。

2 令和 7 年度三次市地域公共交通会議 予算（案）

【歳入】

区 分	令 和 6 年 度 予 算	令 和 7 年 度 予 算 (案)	差引増減	説 明
負 担 金	6,400,000	8,764,000	2,364,000	三次市負担金
繰 越 金	0	0	0	前年度繰越金
預 金 利 子	1,000	1,000	0	
補 助 金	0	8,381,000	8,381,000	地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金
合 計	6,401,000	17,146,000	10,745,000	

【歳出】

区 分	令 和 6 年 度 予 算	令 和 7 年 度 予 算 (案)	差引増減	説 明
会 議 費	476,000	355,000	▲121,000	委員報酬(交通会議×5 回)
事 務 費	25,000	25,000	0	振込手数料
事 業 費	5,900,000	16,766,000	10,866,000	自家用有償旅客運送運行補助 (2,128,000 円) デジタルサイネージ通信費補助 (90,000 円) バスの乗り方教室に係る報償費 (40,000 円) 地域内フィーダー系統確保言維持 費国庫補助 (8,381,000 円) 地域公共交通計画策定支援業務 委託 (6,127,000 円)
予 備 費	0	0	0	
合 計	6,401,000	17,146,000	10,745,000	

※歳出費目に係る予算は、これを流用することができる。

協議事項3

令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

1 概要

地域公共交通確保維持改善事業 ^(注1) の実施にあたり、令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画 ^(注2) を別紙のとおり策定し、この計画に基づき事業を実施しようとするもの。

- ▶ **別紙**協議事項3 関連（「令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」）参照

(注1) 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する国の事業。地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の交付を受けるために、「地域内フィーダー系統確保維持計画」を定め、事業（バス等の運行）を行う必要がある。

(注2) 地域内フィーダー系統確保維持計画

上記事業を実施するため、対象となる路線（市街地循環バスくるるん、赤名線、下高野線、作木線②、川の駅三次線、さくぎニコニコ便）について、その目的、目標、効果、利用促進の方法などを記載した計画書。

①地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請（令和7年6月30日まで）



②事業実施（期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日）



③事業評価（令和8年12月頃）

評価結果を踏まえ、必要に応じて今後の計画や事業に反映



※本会議での承認後、国土交通大臣（中国運輸局広島運輸支局）に対し認定申請を行う。
承認後の認定申請に係る軽微な修正事項については、事務局にて適宜修正することとする。

2 計画期間中の軽微な変更に対処について

計画期間中の運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じた場合、次のいずれをも満たす軽微な変更に限る。変更の都度、三次市地域公共交通会議を開催しなくても議論を経たものとして取り扱うこととする。ただし、当該変更後の内容については、三次市地域公共交通会議構成員において情報共有することとする。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減

<根拠規定>

地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2. 地域公共交通確保維持事業について

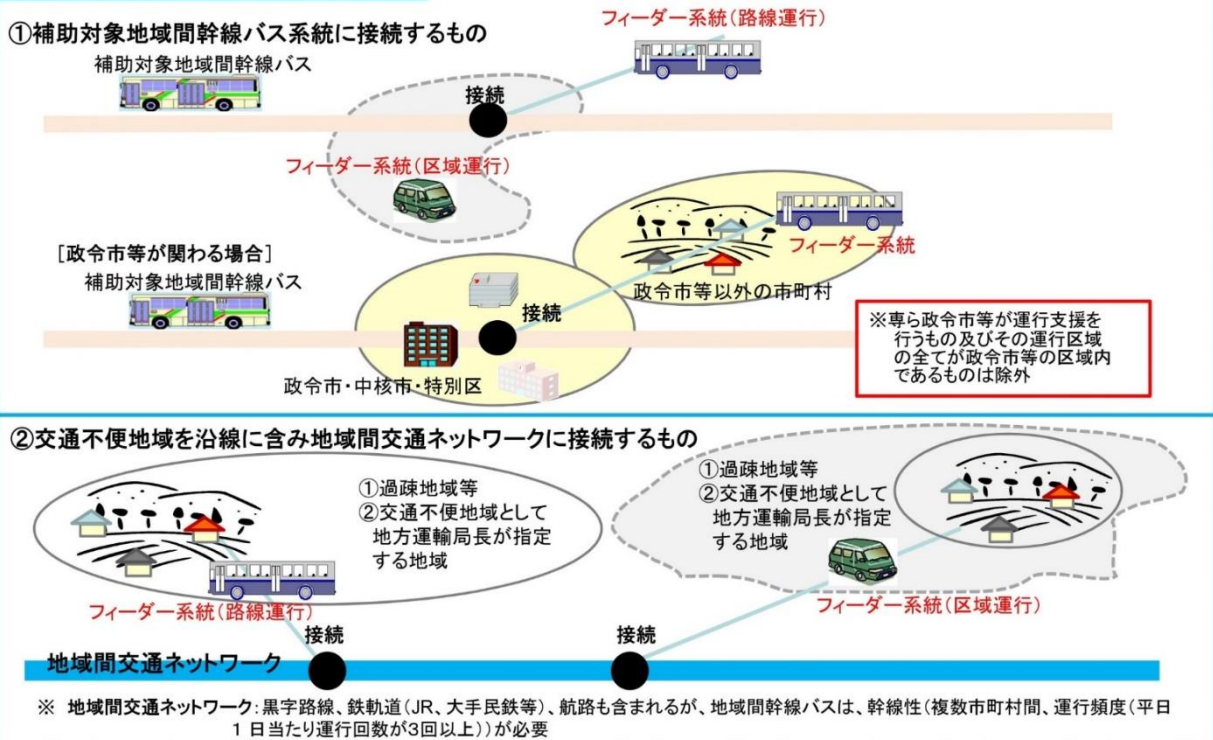
（1）陸上交通に係る確保維持事業 ②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

地域内フィーダー系統補助の概要

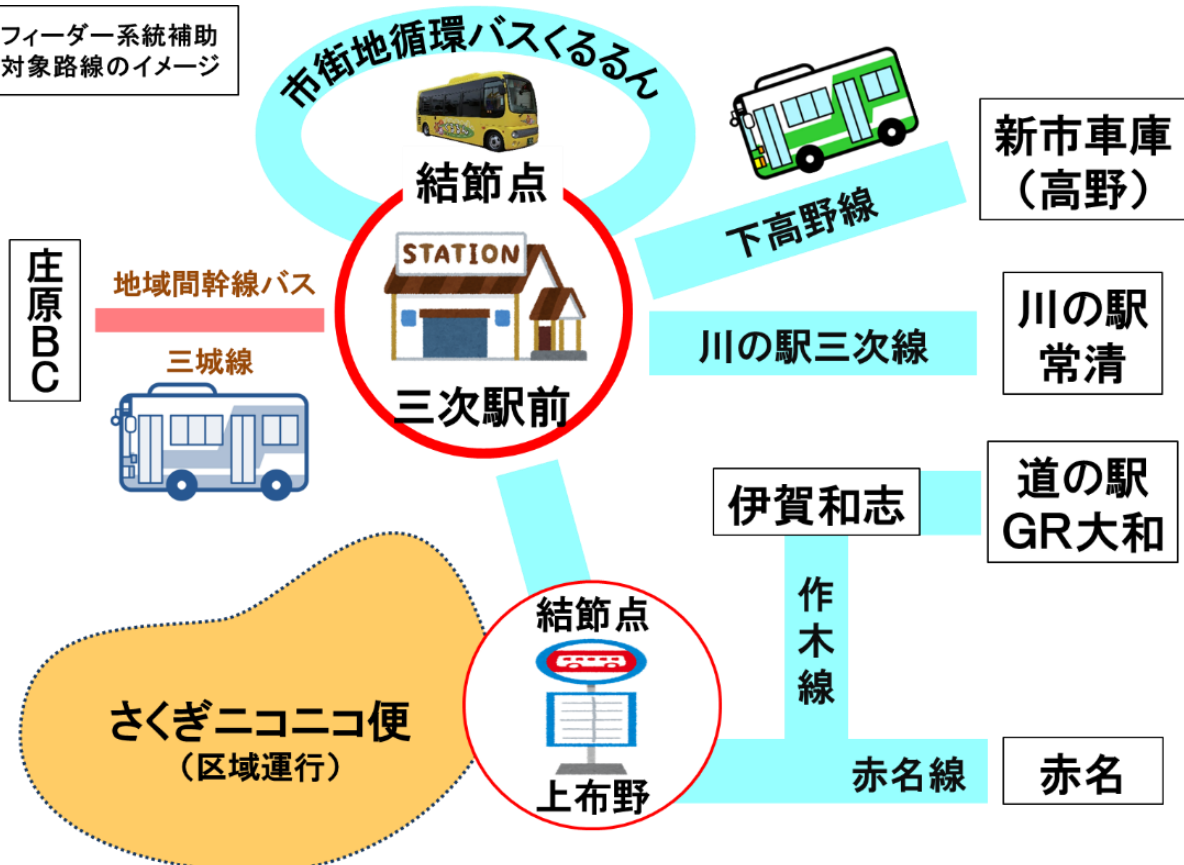


補助対象系統のイメージ（基準口）



13

フィーダー系統補助
対象路線のイメージ



1. 「地域公共交通計画」について

三次市では、令和3年3月に「三次市地域公共交通計画」を策定し、当計画に準じて事業を進めているが、今年度末に計画期間が終了するため、次年度からの新たな計画として、「三次市地域公共交通計画（第2期）」を策定し、多様な交通手段からなる地域公共交通体系の維持・活性化をめざす。

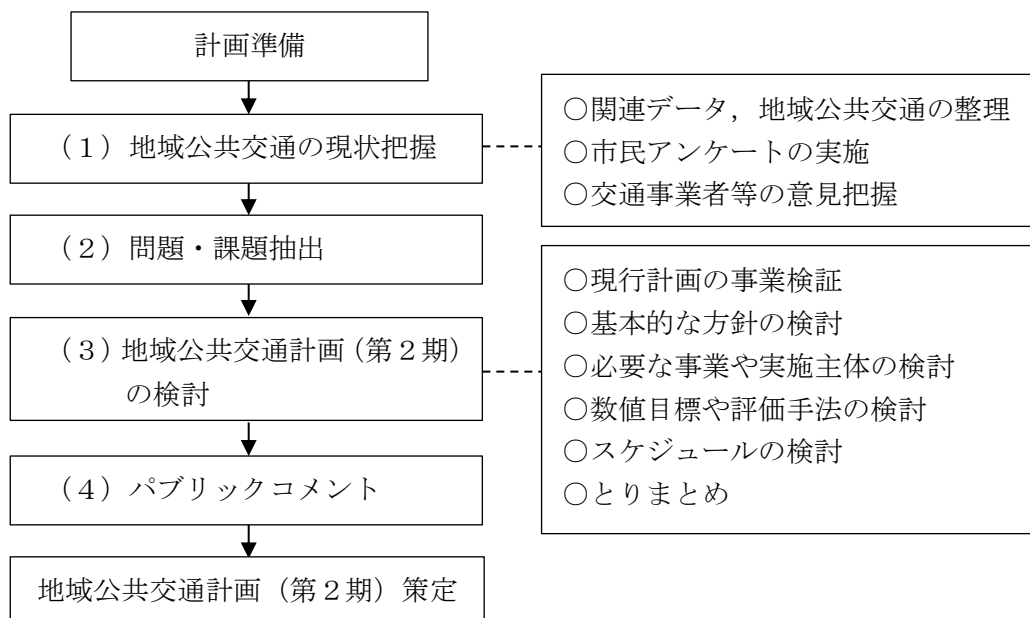
[資料：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（第4版）／国土交通省]

地方公共団体が地域公共交通に関する検討・運用に取り組む際、交通事業者や地域住民、関係行政機関などの多様な人たちとの調整が必要となることが多いですが、こうした関係者と個別に協議や調整をして合意形成を図ることは負担が大きく、また関係者相互での情報共有を行うにも非効率なことが多いです。そのため、関係者が一堂に会する協議組織を作る方が効率的です。このための組織体を組成する根拠法が地域交通法（※）であり、組織体のことを「法定協議会」といいます。なお、令和5年の地域交通法の改正に伴い、同法の目的規定に地方公共団体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」が加わっており、国としても法定協議会への多様な関係者の参画を後押ししています。

法定協議会では、地域公共交通に関する取組内容についての計画を協議します。この計画のことを「地域公共交通計画」といいます。

※ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律のこと

2. 計画策定の進め方



(1) 地域公共交通の現状把握

①関連データ等の整理

人口減少・高齢化の状況、人の動き（通勤・通学流動）等のデータを整理し、本市における地域公共交通を取り巻く現状について整理する。

また、今回策定する地域公共交通計画と、既往の他計画との整合性を確保するため、関連計画から地域公共交通に関連する内容等を整理する。

表 関連計画

名 称	策定時期
みよし未来共創ビジョン（第3次三次市総合計画）	R6. 3
三次市立地適正化計画	R6. 12
三次市いつまでもいきいき元気プラン （三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）	R6. 3
三次市立小中学校のあり方に関する基本方針	R7. 3
広島県地域公共交通ビジョン	R6. 3

②本市の地域公共交通の整理

本市の地域公共交通（鉄道、路線バス、市民バス等、自家用有償旅客輸送、タクシー）のサービス概要、利用者数、収支率等を整理する。また、地域公共交通を維持するための市の財政負担の推移を整理する。

③市民ニーズの把握

市民に対するアンケート調査を行い、暮らしの中での移動手段に関する問題や、地域公共交通に関する意見・要望等の把握を行う。

アンケート調査の実施概要は、下表のとおりである。また、調査票（案）を別添にて示す。

表 市民アンケート実施概要（案）

調査対象	三次市在住の15歳以上の市民4,000人
サンプリング	無作為抽出
配布回収の方法	（配布）郵送 ／ （回収）郵送またはWEB回答
調査実施の予定時期	令和7年7月～8月

④交通事業者等の意見把握

路線バス事業者、市民バスを運行する交通事業者、三次広域商工会、自家用有償運送を運営するNPO法人（元気むらさくぎ）、及び鉄道事業者ヒアリング調査を行い、近年の利用動向、運行サービス維持・活性化を図る上での課題等を把握する。

(2) 問題・課題抽出

これまでの調査・分析結果を踏まえて、本市の地域公共交通ネットワークの維持・活性化に係る問題・課題を抽出する。

その際、全国的に深刻な問題となっている乗務員不足等の緊急性の高い問題や、人口動向等を踏まえた長期的な視点での課題、また全国各地で普及が進んでいる交通分野のデジタル活用のなど、多様な観点で、これからの本市の良好な移動環境づくりに向けた課題を検討、整理する。

(3) 地域公共交通計画（第2期）の検討

①現行計画の事業検証

現行計画「三次市地域公共交通計画」に位置づけた計画事業の実施状況を整理するとともに、評価指標を用いて取組の検証を行う。

ア. 事業の実施状況について

下記のとおり、計画事業（1～12）の全てに取り組んでいる。

本業務では、その具体的な取組内容を整理する。

[現行計画における計画事業]	(主な取組実績)
事業1. 路線バスの運行・改善……………	… 運行, 見直し
事業2. 市街地循環バスの運行・改善……………	… 「くるるん」運行, 見直し
事業3. 三次市民バス等の運行・改善……………	… 運行ルート見直し, フリー乗降化
事業4. 自家用有償旅客運送の運行・改善……………	… ニコニコ便運行
事業5. 三次市相乗りタクシー事業の推進・活用促進……………	… 事業実施, 制度改定
事業6. 乗継・待合環境の改善……………	… デジタルサイネージの設置
事業7. 地域内生活交通検討会の開催……………	… 住民主導で交通を考える検討会開催
事業8. 公共交通の利用促進策の推進……………	… バス&レールどっちも割きっぷ等
事業9. 安心して運転免許を返納できる環境づくり……………	… 高齢者運転免許自主返納支援
事業10. 乗務員不足への対策……………	… 運転手確保に向けた情報発信
事業11. デジタル技術を活用した移動利便性向上策の研究……………	… A I オンデマンド交通の実証実験(予定)
事業12. 公共交通関係の災害等に備える取組……………	… 事業者によるBCPの取組 等

イ．評価指標について

現行計画で定めた目標について、8つの評価指標を用いて検証を行う。

[現行計画における目標]

(評価指標)

〔目標1〕 地域実態や社会情勢に応じて、持続できる公共交通体系をつくる

〔A〕 公共交通の利用者数
〔B〕 公共交通に係る本市の財政負担額
〔C〕 経常収支率が20%を下回るバス系統数の割合
〔D〕 地域内生活交通路線数

〔目標2〕 高齢者など誰もが安心して暮らせるための、移動手段を確保する

〔E〕 三次市相乗りタクシー事業の申請者数
〔F〕 三次市高齢者運転免許自主返納支援事業の申請者

〔目標3〕 公共交通の利用促進を図るなど、事業が維持できる環境を整える

〔A〕 公共交通の利用者数（再掲）
〔G〕 公共交通の乗り方教室の実施回数
〔H〕 鉄道利用促進策の参加者数

②基本的な方針の検討

本市の持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた基本的な考え方について検討する。

なお、本市では、人口減少、運行コストの上昇、乗務員不足などの様々な要因より、地域公共交通の事業環境が厳しさを増している。こうした状況を踏まえた上で、今、そして将来に向けて、市民一人ひとりがしあわせを実感できる暮らしを支える移動手段の確保・維持・活性化を図ることが必要であり、現行計画における基本的な方針を踏まえ、次期5年間における方針を検討することになる。

[現行計画における基本的な方針・目標]

[基本的な方針]

しあわせの実感につながる公共交通づくり
～市民一人ひとりの暮らしに合った移動支援の実現～

三次市が「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」であるために、まちづくりを支える公共交通等を、市民、交通事業者、行政等の関係主体が協働で守り、育てることで、市民一人ひとりのしあわせの実感につながる、暮らしに合った移動環境の実現をめざします。

③必要な事業や実施主体の検討

本市の地域公共交通の現状や課題を踏まえて、必要な事業や実施主体を検討する。

④数値目標や評価手法の検討

利用者数や収支率等をもとに数値目標を設定する。

また、計画事業が着実に実行され、かつ効果が出現するようにPDCAの仕組みを検討する。

⑤スケジュールの検討

地域公共交通計画（第2期）に掲げる計画事業の実施スケジュールを検討する。

⑥とりまとめ

上記までの検討結果を、計画（素案）として編集・とりまとめを行う。

（4）パブリックコメントの実施

地域公共交通計画（第2期）について、広く市民に意見を求めるパブリックコメントを実施する（三次市ホームページ、広報等で周知）。1月～2月を予定。

3. スケジュール

業務種別	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画準備										
現状把握		市民アンケート実施・集計			ヒアリング調査					
問題・課題抽出										
計画内容の検討						〔骨子作成〕			〔計画素案〕	
パブリックコメント										
計画策定										

※三次市地域公共交通会議の開催予定（書面審議含む）

6月（今回）、8月、10月、12月、2月 / 計5回